製品保証について

■無償保証期間

貴社または貴社顧客殿に引渡し後１年未満，もしくは当社工場出荷後 18 か月未満の，いずれか早く到達した期間とします。

■保証範囲

故障診断

一次故障診断は，原則として貴社にて実施をお願いいたします。ただし，貴社要請により当社または，当社サービス網がこの業務を代行することができます。なお，故障原因が当社の責に帰すべきものでない場合は，有償とさせていただきます。
また，一次故障診断の代行業務は国内のみとし，海外における一次故障診断の代行業務は，ご容赦願います。海外アフターサービスをご希望される場合には，別途，海外サービス契約をご利用ください。

故障修理

故障発生に対して，製品の故障を修復させるための修理･再納，代品手配･送付，現地出張･作業は，無償といたします。なお，当社または当社指定企業による修理などをした場合は，その修理部分に対して検収後６か月間保証いたします（ただし，無償保証期間が満了している場合もしくは，残り期間が６か月以内の場合に適用）。
ただし，次の場合は有償となります。

・貴社及び貴社顧客等における不適切な保管や取扱い（不注意，過失等）による故障の場合。
・貴社及び貴社顧客等における設計内容等に起因する故障の場合。
・貴社及び貴社顧客等にて当社の了解なく当社製品を改造したことに起因する故障の場合。
・当社製品の仕様範囲外で使用したことに起因する故障の場合。
・天災や火災など不可抗力による故障の場合。
・無償保証期間を過ぎた場合。
・消耗部品（潤滑油，電池，ベアリング，冷却ファン，電解コンデンサ等）の補充交換の場合。
・貴社及び貴社顧客等における梱包・薫蒸処理，輸送等に起因する製品不良の場合。
・貴社及び貴社顧客等にて作成された運転プログラム（動作指令等）の不備に起因する動作不良や故障の場合。
・取扱説明書や警告ラベル等の印刷物の汚れなどの理由による追加・交換要求の場合。
・その他，当社の責に帰さない事由による故障の場合。

■免責事項

無償保証期間内外を問わず，当社製品の故障に起因した貴社及び貴社顧客での機会損失，
その他関連業務に対する補償，並びに当社製品以外への物損は，免責事項とさせていただきます。

【免責事項の具体的例】

・機会損失（操業補償を含む）
・被加工物（素材・材料，エンドユーザーの中間製品等）への物損
・周辺設備への損害
・原因不具合調査に係る，顧客等が負担した費用（外部の分析機関の利用も含む）
・原因不具合調査に係る，顧客等で発生したコスト（会議開催の人件費等）
・ライン復旧に要した，顧客等が外部に支払った費用（工事費，輸送費，試運転調整費用等）

■お引き渡し条件

試運転調整オーダのない標準品については，貴社への搬入をもってお引き渡しとし，現地での試運転調整等の作業は，当社の責務外といたします。